

令和7年度 春日部市地域密着型サービス事業者公募要項

1 公募の趣旨

春日部市では、「第9期春日部市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画」（令和6年度～令和8年度）に基づき、高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けられるように、地域密着型サービスの基盤整備を進めています。

春日部市内において、サービスの質の確保や適正な提供体制の確立を目指し、地域密着型サービスを提供できる事業者を公平・公正に選定するために行うものです。

2 公募する地域密着型サービスの種類と募集数

サービスの種類	募集数	募集圏域
小規模多機能型居宅介護	1 (登録定員 29人)	春日部市全域 ただし、次の圏域は未整備のため、事業者選考において加点します。 第2・3・5・6圏域
認知症対応型共同生活介護	1 (18床)	春日部市全域

<参考：日常生活圏域>

生活圏域	地 区
第1	粕壁、粕壁1～4丁目、中央1～8丁目、浜川戸1～2丁目、粕壁東1～6丁目、南1～3丁目
第2	梅田、梅田1～3丁目、梅田本町1～2丁目、内牧、南栄町、八丁目、小湊、不動院野、樋籠、樋堀、栄町1～3丁目
第3	八木崎町、西八木崎1～3丁目、増富、増戸、下蛭田、花積、道口蛭田、上蛭田、道順川戸、南中曽根、新方袋、豊町1～6丁目
第4	備後西1～5丁目、武里中野、薄谷、大場、増田新田、谷原新田、上大増新田、下大増新田、谷原1～3丁目、大沼1～7丁目
第5	緑町1～6丁目、南4～5丁目、備後東1～4丁目、一ノ割、一ノ割1～4丁目
第6	備後東5～8丁目、武里団地1～9街区、大畑、大枝（団地以外）、千間一丁目
第7	牛島、新川、赤沼、銚子口、藤塚、六軒町、本田町1～2丁目、豊野町1～3丁目、水角、赤崎、永沼、下柳、上柳
第8	飯沼、米崎、米島、東中野、新宿新田、上金崎、金崎、西金野井、大倉、神間、榎、立野、桐、小平、下吉妻、上吉妻、西宝珠花、西親野井、塚崎、倉常、芦橋、木崎

3 応募資格

- 法人格を有していること。
- 地域密着型サービスを開設し、運営を行う法人の計画であること。
- 介護保険法第78条の2第4項及び第115条の12第2項の規定に該当しないこと。
- 春日部市暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団ではないこと。
- 事業者が納税義務を有する税金を滞納していないこと。
- 事業実施に必要な人員、設備等の確保ができ、安定したサービス提供が可能な能力及び経験を有していること。
- 現に介護保険サービス事業を運営していること。
- 法人が運営している事業所に対し、過去5年以内に都道府県及び市区町村が行った運営指導等において、重大な指摘を受けたことがないこと。

4 応募要件

- 令和9年4月1日までにサービスの提供を開始できること。
- 介護保険法、老人福祉法、介護保険関係法令等の基準を満たす計画であること。
- 土地・建物を確保できる見込みであること。
- 整備予定地が法令等に基づき開発許可等が見込まれる用地であること。
- 整備予定建物が都市計画法、建築基準法、消防法等の関係法令等の基準を満たすこと。
- 土地・建物を賃貸借する場合、所有者と十分な協議を行い、事業継続に支障のないように必要十分な借地権、賃借権の存続期間を有する等、事業および賃借に関する基本合意を得て、事業および賃借に関する基本合意確約書等（任意様式）を取り交わすこと。
※応募書類提出時に、基本合意確約書等の写しを提出してください。
- 集合住宅（有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅に限る。）と併設する場合には、小規模多機能型居宅介護にあっては少なくとも登録定員の3割以上を併設集合住宅の居住者以外とすること。
- 介護予防サービス事業がある事業種は、介護予防の指定も併せて受けること。
- 認知症対応型共同生活介護にあっては、将来的に認知症対応型通所介護の指定を受けるよう努めること。

5 事業者の選定

(1) 予定事業者の選定方法

○選定は、公募申請書等の書類審査及び事業者のヒアリング等を行い、審議を経て事業者を選定します。

○審査の結果、すべての応募者について市が求める良質で安定的な運営が望めない場合は、「選定事業者なし」とする場合があります。なお、応募者がなかった場合及び選定事業者なしの場合は、再度募集を行うことがあります。

(2) 選定基準の主な着眼点

<小規模多機能型居宅介護>

事業運営理念に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> ・事業運営理念・基本方針 ・事業の安定性、事業計画等 ・春日部市に開設する理由
職員体制に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> ・職員確保のための具体的取組み ・職員の労働環境をよくするための取組み（職員の離職状況、離職防止の取組み） ・人材育成に関する取組み・研修等の実施状況 ・管理者の役割と責務についての考え方
サービス設計に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> ・介護報酬以外の利用料の設定 ・整備予定の建物・設備・サービスにおける利用者への配慮 ・地域包括ケアシステムを深化・推進していく上で、当該サービスが果たす役割
サービス内容に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> ・サービスの質の向上を図るための具体的な目標・創意工夫等 ・利用者に対する日常生活の支援についての考え方 ・利用者確保のための取組み ・利用者家族や地域住民との連携及び交流に関する具体的方策
危機管理体制に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> ・防災体制及び備蓄等の計画 ・事故・虐待防止への取組み及び発生後の対応策 ・日常の感染症対策及び感染症発生後の対応策 ・苦情解決体制の内容
法人運営の安定性・継続性に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> ・資金力 ・借入金・返済能力 ・事業を運営するに足る実績・経験
敷地に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> ・土地所有権利形態 ・立地状況

建物に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> ・建物所有権利形態 ・配置・面積等 ・設備基準との適合 ・執務環境への配慮
立地に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> ・開設予定地の圏域バランス ・併設施設の有無 ・避難施設の整備状況

< 認知症対応型共同生活介護 >

事業運営理念に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> ・事業運営理念・基本方針 ・事業の安定性、事業計画等 ・春日部市に開設する理由
職員体制に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> ・職員確保のための具体的取組み ・職員の労働環境をよくするための取組み（職員の離職状況、離職防止の取組み） ・人材育成に関する取組み・研修等の実施状況 ・管理者の役割と責務についての考え方
サービス設計に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> ・介護報酬以外の利用料の設定 ・整備予定の建物・設備・サービスにおける利用者への配慮 ・協力医療機関との連携の具体的な内容 ・地域包括ケアシステムを深化・推進していく上で、当該サービスが果たす役割
サービス内容に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> ・サービスの質の向上を図るための具体的な目標・創意工夫等 ・利用者に対する日常生活の支援についての考え方 ・利用者確保のための取組み ・利用者家族や地域住民との連携及び交流に関する具体的方策
危機管理体制に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> ・防災体制及び備蓄等の計画 ・事故・虐待防止への取組み及び発生後の対応策 ・日常の感染症対策及び感染症発生後の対応策 ・苦情解決体制の内容
法人運営の安定性・継続性に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> ・資金力 ・借入金・返済能力 ・事業を運営するに足る実績・経験
敷地に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> ・土地所有権利形態 ・立地状況
建物に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> ・建物所有権利形態 ・配置・面積等 ・設備基準との適合 ・執務環境への配慮

立地に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 開設予定地の圏域バランス ・ 併設施設の有無 ・ 避難施設の整備状況
----------	--

(3) 選定結果

選定の結果は、すべての応募者に対し文書で通知します。

選定された事業予定者名等について、公表します。

選考結果に対する問い合わせ等には、お答えできません。

6 応募の無効

応募者が次のいずれかに該当した場合は、応募を無効とします。また、選定結果後においても同様に扱い選定を取り消します。

- 応募資格に該当しないと認められるとき。
- 応募書類に重大な不備及び虚偽の記載があったと認められるとき。
- 事業者ヒアリング等に参加しなかったとき。
- 重要な事項（事業所の所在地・サービス種別・定員等）の変更があったとき。

7 スケジュール

応募受付期限	<p>令和7年8月22日(金)まで</p> <p>午前9時から午後5時（土・日・祝日を除く）</p> <p>応募受付連絡窓口 春日部市健康保険部介護保険課 計画・事業指導担当 春日部市役所本庁舎2階 048-796-8285</p> <p>* あらかじめ電話で日程調整のうえ、ご来庁ください。 * 郵送による受付は出来ません。 * 書類に不備がある場合、受付できないことがあります。 余裕をもって申請してください。</p>
ヒアリング・プレゼンテーション	10月上旬（予定）
選定結果通知	11月（予定）

8 応募の手続き

(1) 応募受付

電話、メール等での日程調整のうえ、ご来庁ください。

郵送による受付は出来ません。

(2) 提出書類

申請に係る提出書類一覧のとおり

なお、現時点において記入することができない項目「従業員の勤務体制及び勤務形態一覧表」の氏名等は、【例】ア・イ…と記載し、開業時に想定される体制に見合う内容としてください。

(3) 提出書類の部数

正本（原本） 1部 副本（原本の写し） 5部

(4) 提出方法

申請に係る提出書類一覧の番号順に並べ、フラットファイル（A4-S版）で提出してください。

- ・表紙、背表紙に「令和7年度 地域密着型サービスの公募申請書類」、「サービスの種類」、「法人名称」を記載してください。
- ・応募書類はA4とし、図面等でA4以上となる場合はA4サイズに折りたたんでください。
- ・目次を付け、各項目にインデックスを付けてください。

(5) 提出場所

春日部市健康保険部介護保険課

計画・事業指導担当（春日部市役所本庁舎2階）

TEL 048 (796) 8285

9 施設整備費等の補助について

春日部市単独の補助はありません。

県の「埼玉県地域密着型サービス等整備助成事業費等補助金」を活用した補助を予定していますが、交付決定は予算の範囲内となるため、交付されない場合があります。補助金が不交付となった場合でも、十分に対応できる資金計画等を作成してください。

10 応募に係る留意事項

- 様式類はホームページよりダウンロードしてください。
- 提出いただいた書類は、返却いたしません。
- 書類の記載内容に不備があった場合は、書類の再提出を求める場合があります。
- 市が必要と認める場合には、追加資料の提出を求める場合があります。
- 応募に要する費用は、応募事業者の負担となります。
- 応募後に応募を取下げの場合には、速やかに辞退届（任意様式）を提出してください。
- 選定は、介護保険法上の指定を確約したものではありません。
- 選定後の計画変更は原則として認められませんが、変更があった場合には速やかにご報告してください。